

# ケアハウス千木の里

## ☆入居対象

※60歳以上で、自炊ができない程度の身体的機能の低下が認められ、独立して生活することが困難である方。  
ただし、夫婦で入居の場合は配偶者の年齢に制限はありません。

## ☆主要サービス

◇食事 ◇入浴 ◇生活相談 ◇健康管理 ◇在宅介護サービスの活用 ◇緊急時の対応  
◇生きがい活動

## ☆月額利用料

対象収入による階層区分 (円)	利用料 (円) a+b+c+d	サービスの提供に要する費用(円)		b 生活費 (円)	c 居住に要する費用 (円)	d 特別運営費 (円)
		減額分	a 本人負担額			
1 1,500,000以下	84,475	33,956	10,000	46,940	24,535	3,000
2 1,500,001～ 1,600,000以下	87,475	30,956	13,000			
3 1,600,001～ 1,700,000以下	90,475	27,956	16,000			
4 1,700,001～ 1,800,000以下	93,475	24,956	19,000			
5 1,800,001～ 1,900,000以下	96,475	21,956	22,000			
6 1,900,001～ 2,000,000以下	99,475	18,956	25,000			
7 2,000,001～ 2,100,000以下	104,475	13,956	30,000			
8 2,100,001～ 2,200,000以下	109,475	8,956	35,000			
9 2,200,001～ 2,300,000以下	114,475	3,956	40,000			
10 2,300,001～ 2,400,000以下	118,431	0	43,956			
11 2,400,001以上	118,431	0	43,956			

「サービスの提供に要する費用」は旧通知の「事務費」をいうものであり、「居住に要する費用」は旧通知の「管理費」をいうものです。

- (注) 1. 対象収入とは、前年(1月分～6月分利用料は前々年)の総収入額から法定必要経費を差し引いた額をもとに判定いたします。
2. 夫婦で入居する場合、対象収入は[(2人の収入合計－必要経費合計)÷2]の計算した金額になります。なお150万円以下となる場合、サービスの提供に要する費用本人負担額は表の額から30%を減額した1人7,000円となります。
3. 上記料金表と別に電話料、電気料、水道料等(基本料＋使用料)が加算されます。
4. 11月から翌年3月の5ヵ月間は生活費冬期加算(暖房費)として、4,220円が加算されます。
5. 居住に要する費用は下記3種類の支払方式があります(上記料金表は月払い方式で表示しております)。
- ①月払い方式 毎月24,535円払い。
  - ②一括払い方式 433万円(20年分)先払い。
  - ③併用払い方式 216万5千円先払い + 残額を月払い(月12,268円)。
6. 入居時に敷金として、1人用居室ならば30万円、2人用居室ならば40万円をお預かりします。

令和3年4月1日